

シ妥協成立レ左記條件ニ依リ円満解決シ労働者側ハ本月二日午
議團ヲ解散シテ入場式ヲ舉行シ工場主ハ本月十日頃操業開始ス
ルコト、セリ

記

- 一 今回ノ休業ニ対シテハ日給ノ五割ヲ支給スルコト
 - 二 今後ノ臨時休業ニ対シテハ工場主ハ作業日ノ日給五割支給シ
保証スルコト
 - 三 工場主ハ午議團ニ対シテ金一封(一ニ五円)ヲ支給スルコト
- 此及申(通)報候也

219
226

5. 7. 26
1477

勞秘第二三五二號

昭和五年七月廿三日

警視總監

丸山 鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長 官殿

若植ゴム工業所労働争議ニ關スル件 (才根一發生)

才根一ニ副探短ノ徴収若ニ對スル要取書ヲ提出シタルニ工場主ハ工場閉鎖
全員解雇ヲ通告シ勞資ノ間紛争中

標記工場ニ争議發生シタルカ状況左記ノ通り

記

一 争議發生ノ場所 行下愛産町四ノ一九一